

令和
四年
五條市議会第四回臨時会会議録(第一号)

令和四年十月二十四日(月曜日)

議事日程(第一号)

令和四年十月二十四日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 報第 十六号 専決処分の報告について(和解)
- 第五 報第 十七号 専決処分の報告について(和解)
- 第六 報第 十八号 専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- 第七 議第五十一号 訴えの提起について
- 第八 議第五十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第六号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 斎藤有紀

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事
技監
市長公室長
総務部長

太田 人堀 南 善平 櫻
田 見内 則 隆 己 本
好 達 伸 則 隆 富 茂
紀 哉 起 行 典 長 樹

二番 谷 養 平 吉 窪 岩 福 山 吉 藤 大
三番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
四番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
五番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
六番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
七番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
八番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
九番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
十番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
十一番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷
十二番 田 岡 田 田 本 塚 口 田 富 谷

事務局職員出席者

事務局職員出席者	危機管理監
事務局次長	すこやか市民部長
事務局次長補佐	あんしん福祉部長
事務局総務係長	産業環境部長
速記者	都市整備部長
	教育部長
	西吉野支所長
	大塔支所長
	水道局長
	会計管理者
	総務部次長・財政課長事務取扱
西 久美	中 本 賢 二
小 田 光 章	田 中 久 美
辰 巳 大 輔	谷 口 久 美
神 農 典	久 保 雅 彦
柳 瀬 五 美	石 田 茂 人
	名 迫 雅 浩
	岡 川 民 長
	吉 川 佳 秀
	東 純 司
	榮 林 淳 子
	戸 野 哲

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、令和四年五條市議会第四回臨時会を開会いたします。

本日、令和四年五條市議会第四回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本臨時会には、令和四年度五條市一般会計補正予算案等が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励を頂きますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので御了承願います。この際、申し上げます。

令和四年第三回九月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を演壇から正面向って左側に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

演壇でお話、また議案説明される理事者側におきましてはマスクを外していただいても結構でございますので、どうかよろしく申し上げます。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日、ここに令和四年五條市議会第四回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの国内での感染者数が約二か月ぶりに増加に転じたことが厚生労働省の集計で分かりました。

専門家は、感染流行の第八波が起こる可能性が非常に高いと分析をしています。さらにこれから冬にかけてインフルエンザの流行にも注意が必要となります。新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用や手指消毒、密を避ける行動はインフルエンザの流行を防ぐことにもつながります。引き続き感染予防対策に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、訴えの提起及び電気・ガス・食料品等物価高騰対策、生活困窮者対策等に関する五條市一般会計補正予算を提出しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たったの御挨拶とさせていただきます。

○議長（山口耕司）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

四番	平岡清司	議員
五番	吉田正	議員
六番	窪佳秀	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る十月十八日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり本日から三十一日までの八日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって会期は本日から三十一日までの八日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは本臨時会に提出の諸議案について御説明を申し上げます。

まず、報第十六号及び報第十七号の専決処分の報告について（和解）につきましては、五條市役所・奈良県五條総合庁舎来庁者駐車場内の外灯の支柱が損傷した物損事故に関する和解について専決処分をしたので、報告を行うものであります。

次に、報第十八号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、公園の管理瑕疵による車両損傷の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分をしたので、報告を行うものであります。

次に、議第五十一号 訴えの提起につきましては、市有地を賃貸借契約期間終了後も使用し続けている者に対し、明渡しと占拠期間の賃料相当損害金を求める土地明渡等請求を提起するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第五十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ三億三千八百八万五千円を追加し、総額百八十九億四千五百七十万六千円とする予算の補正でございます。主な内容といたしましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として地域振興券事業及び給食費無償化事業などを追加するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

議員各位にはよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山口耕司）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、報第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十六号 専決処分の報告について（和解）。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました報第十六号 専決処分報告（和解）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、五條市役所・奈良県五條総合庁舎来庁者駐車場を走行中の車両が外灯に接触し、その支柱が損傷した物損事故に関し、和解することについて、地方自治法第八十条第一項の規定により令和四年十月五日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧頂きたいと存じます。

和解の相手方は、「吉野郡吉野町大字入野一九六番地 岸本ユキ」。

和解の要旨につきましては、本事故の原因は、相手方の運転誤りによるものであるため、相手方の過失割合を十割とする。

相手方は、事故により被害を被った物について、四ページにございます別紙修繕内容に基づき工事を実施し、その費用を負担する。

当該工事は、本市が別紙修繕内容の施工を確認し、原状回復したと認めるときに完了するものとする。

工事完了の後、相手方が加入する損害保険会社から修繕を請け負った業者に保険金が支払われた後においては、本件に関して、本市及び相手方は、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

事故の概要につきましては、令和四年三月二十六日、和解の相手方が運転を誤り、車両を五條市役所・奈良県五條総合庁舎来庁者駐車場内の外灯に接触させ、当該外灯の支柱に損傷を与えたものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この議案については、損害賠償請求をしていたくのは当たり前やと思いますけれども、私も雨降って暗いようなときに、あの色…、こげ茶というか、あれがちよつと次の議案にも出てくると思いますけれども、見にくいと思います。何らかの措置を取っていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（山口耕司）答弁は…。〔「できたらしくてください。」の声あり〕
質疑を終わります。

以上で報第十六号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第五、報第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十七号 専決処分^の報告について（和解）。

○議長（山口耕司）地方自治法第一百七十七条の規定により、谷 勝啓議員の退場を求めます。

〔二番 谷 勝啓退場〕

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました報第十七号、専決処分^の報告（和解）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、五條市役所・奈良県五條総合庁舎来庁者駐車場を走行中の車両が外灯に接触し、その支柱が損傷した物損事故に関し、和解することについて、地方自治法第八十条第一項の規定により令和四年十月五日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧頂きたいと存じます。

和解の相手方は、「五條市今井三丁目一番五号 谷 勝啓」。

和解の要旨につきましては、本事故の原因は、相手方の運転誤りによるものであるため、相手方の過失割合を十割とする。

相手方は、事故により被害を被った物について、八ページにございます別紙修繕内容に基づき工事を実施し、その費用を負担する。

当該工事は、本市が別紙修繕内容の施工を確認し、原状回復したと認めるときに完了するものとする。

工事完了の後、相手方が加入する損害保険会社から修繕を請け負った業者に保険金が支払われた後においては、本件に関して、本市及び相手方は、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

事故の概要につきましては、令和四年七月十二日、和解の相手方が運転を誤り、車両を五條市役所・奈良県五條総合庁舎来庁者駐車場内の外灯に接触させ、当該外灯の支柱に損傷を与えたものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）先ほどと同じですけれども、外灯の支柱の色に私は問題があるのではなからうかと思っておりますので、今後の何らかの措置についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。（議場に声あり）

事故が起こった原因の一つとして見にくいという部分があったので、質問されておりますので、櫻本総務部長、答弁願います。

○総務部長（櫻本茂樹）十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

その対策といたしましては、当該外灯の前後に模様の入ったカラーコーンを設置させていただき、その上に太陽光で夜間に点滅するものも設置させていただき、その上ぐらいに黄色の反射テープを三つほど巻いておりますので、それで対策のほうをさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

以上で、報第十七号の報告を終わります。

谷 勝啓議員の入場を許可します。

〔二番 谷 勝啓入場〕

○議長（山口耕司）次に日程第六、報第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十八号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（山口耕司）報告を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第十八号、専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、公園の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条第一項の規定により令和四年十月七日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧頂きたいと存じます。

和解の相手方は、「五條市田園四丁目一〇―二 岡 茂広」

和解の要旨につきまして、市側の過失割合を十割とし、市は、相手方車両の損害額三十七万三千二百円に対し、損害賠償金全額を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなることとさせていただきます。

事故の概要につきましては、令和四年八月二十五日、五條市五條一丁目地先吉野川河川敷「大川橋下駐車場」を乗用草刈り機で作業中、小石を跳ね、駐車していた和解の相手方所有車両のフロントガラスに損傷を与えたものであります。

なお、双方とも人身に負傷はありませんでした。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十八号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十一号 訴えの提起について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第五十一号、訴えの提起につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、市所有五條市二見五丁目一―二―番二―の一の土地を賃貸借契約期間終了後も使用し続けており、明渡しと占拠期間の賃料相当損害金を求め、土地明渡等請求を提起したので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

訴訟の相手方は、「五條市二見五丁目三番六四号 株式会社五條市青ネギ生産組合 代表取締役 森本茂仁」。

訴訟の要旨につきましては、賃貸借契約期間終了後も、構造物を撤去しようとせず使用を続けていることから、土地明渡等請求訴訟を提起するものでございます。

提訴先は、奈良地方裁判所五條支部でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この議案が出てから、現場のほうに行かせてもらって来ました。そして確認したところ、移設するコンクリートももう

ちゃんとできておると、しかしそれやったらどうして早く、市から明渡し請求が出るまでしなかったんだということを確認したら、その水槽がポンプと一体になっておってそこに移設する部品の入荷がまだできていない、何ぼ催促してもまだできていないので、その旨を伝えてあるということであつたのですけれども、それについて質問させていただきます。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、五條市青ネギ生産組合さんのほうと何回も協議をさせていただいた中で、そういう部品がないという話も聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたらその部品が入るまで、それくらい長いことかからない、十一月中には入るだろうというようなことも言っているの
で、やはり五條市青ネギ生産組合、以前から若い人たちが盛大に組合を作ってやっていたので、私はしばらくの間待つてあげたらよいと思います。

以上です。

○議長（山口耕司） 答弁要りですか。（「要りません」、「四番」の声あり） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） まず初めに、賃貸借契約終了後となつていますので、その継続されなかつた理由というのは……答弁願えますか。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 四番平岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

継続しなかつた理由については、特に聞いておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 例えば借りているこの五條市青ネギ生産組合さんが、契約に來なかつたのか、市が契約を元々しないということであつたのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）五條市青ネギ生産組合さんのほうから継続の手續に来なかったというのが実情であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）そしたら継続に来なかったから、やらなかったということになるのかな、何回も質問できないからあれなんですけれども：。それやったらね、市から元々この五條市青ネギ生産組合というのは国・県の補助金を受けながら多分立ち上げてきた事業所というふうと思うのですが、来なかったからといって、ちよつと市から：、例えば忘れることもあるかもしれないし、そんなことに対して、例えば継続に来ていないのですけれども、どうなんですかという一言もあつたらよかったです。今吉田議員も言われていたように、私も現場を確認してきて、その移設工事をもう既にやっついて、移設する気はあるというふうに思うのです。その中で、そこを市が訴えに出るといふのはどうなのかなというふうにも思いますし、ただここを契約なしに今事業をやっているところには問題はあるとは思いますが。しかし市としてね、やはり事業所を応援していく、市内の業者を応援していくことが必要ではないのかなと、そこで訴えに出るといふのは、ちよつと私は違うのではないかなと思いますし、もうちよつと話し合う場を設けてあげたらよかつたのではないかなというふうに思っております。その辺に対してはどうですか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）継続の更新につきましては、こちらのほうから事前にアナウンスはしておりませんが、借りる相手のほうから申出をするのが通常だと考えております。

また、今までも何回も協議は行っております。令和三年度からずっと協議を行った中で、まず文書で令和四年三月三十一日に撤去しますという文書で通知を頂きました。その日にちを待っておつても撤去されないで、さらに協議した中で、七月中には移設しますと報告がありました。その期日を待つても撤去されないで、またお聞きしましたら、盆までには撤去するというお話が出ました。それで盆を待つても撤去されておらないので、再度確認しましたら、十一月中旬には撤去すると、順々に日延べ、日延べを申しておりますので、このような状況が続きますと他の市有地に対しても影響が出ますので、ここで訴えの提起を起こさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質問は三回となっております。ご了承します。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第五十二号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市一般会計補正予算（第六号）のページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ三億三千八百八万五千円を追加し、総額百八十九億四千五百七十七万六千円とするものでございます。

初めに、この補正予算に係る主な事業概要について、御説明申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額・強化として「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」が創設されました。これは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地域の実情に合わせたきめ細かな支援を地方公共団体が実施するもので、九月二十日付の内閣府通知により、一億九百三十四万八千円の交付限度額が本市に示されたところです。

この趣旨を踏まえ、本市では限られた財源を効果的に活用するため、支援策を次の二つに絞り、補正予算案を編成いたしました。

一つ目として、市民の皆様と市内事業者を支援するものとして、現在交付中の地域振興券を一世帯当たり五千円、追加交付するものがございます。

二つ目としまして、子育て世帯への支援といたしまして、認定こども園・私立保育園・公立小・中学校に通う子供の給食費を令和四年十二月分から令和五年三月分までの四か月間、無償とするものがございます。

また、国の物価高騰対策として「電気・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金」が創設され、令和四年度住民税非課税世帯等に対して一世帯当たり五万円の給付金を支給する事業を行います。

さらに、令和三年度から実施しております生活困窮者自立支援事業の申請期限が本年九月末から十二月末まで延長となったことに伴い、引き続き事業を実施してまいります。

主な事業概要は以上であります。

それでは、まず歳出予算の補正を説明申し上げます。

七ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目財産管理費の五十六万二千元でございますが、土地明渡訴訟提起に要する弁護士費用として、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を一般財源として見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、十目社会福祉総務費の六十四万円の財源更正及び十二目生活困窮者自立支援推進費の二億五千六百九十一万三千元でございますが、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金に係る経費として二億五千二百七十七万二千元を、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対する生活困窮者自立支援金事業として四百四万一千円を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、八ページを御覧ください。

三款民生費、二項児童福祉費、五目児童福祉施設費の三百七十一万四千円でございますが、市内の私立保育園や市外の認定こども園などに通園する園児の給食費の無償化に伴い、歳入の児童福祉施設負担金の私立分三十九万三千元を減額し、その減じた額及び必要とされる負担金三百七十一万四千円に対して国庫支出金を四百十七万七千円充てるものがございます。

次に、九ページを御覧ください。

六款商工費、一項商工費、二目産業振興費の七千四百八十九万六千円でございますが、物価高騰対策として地域振興券を追加交付するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、九款教育費、二項こども園費、一目こども園費でございますが、認定こども園の給食費の無償化に伴い、歳入の児童福祉施設負担金の公立分百六万円及び認定こども園負担金三百二十四万一千円を減額し、その減じた合計額四百三十万一千円について国庫支出金を充てるものでございます。

次に、十ページを御覧ください。

九款教育費、七項保健体育費、四目学校給食センター費でございますが、小中学校の給食費の無償化に伴い、歳入の学校給食費負担金を二千六百一十一万九千円減額し、その減じた額について同額の国庫支出金を充てるものでございます。

ただいま御説明申し上げました児童福祉施設費、こども園費、学校給食センター費の合計額三千四百五十二万七千円が給食費無償化事業の総所要額となるものでございます。

次に、十二款予備費、一項予備費、一目予備費の二百万円でございますが、法務局への供託金の納付に充用した予備費を充当するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を一般財源として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の項を御覧頂きたいと存じます。

歳入予算につきましては、十一款地方交付税において、百九十二万二千円を追加し、十三款分担金及び負担金において、三千八十一万三千円を減額し、十五款国庫支出金において、三億六千六百九十七万六千円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二十五日から三十日まで休会とし、次回三十一日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十時三十九分散会

